



④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年6月台東区条例第27条) 別表第1 第5の項  福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)第1条	東京都台東区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱(昭和55年12月1日付台厚福発第143-1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この事業は、(重度心身障害者)で、歩行困難な肢体不自由者及びその障害の程度が重いため日常生活に支障のある者等に台東区心身障害者福祉タクシー利用券(以下「利用券」という。)を交付することにより、移動や外出の利便を図り、もって(福祉の向上に努める)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都台東区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱(昭和55年12月1日付台厚福発第143-1号) 東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和49年4月台東区規則第9号)